

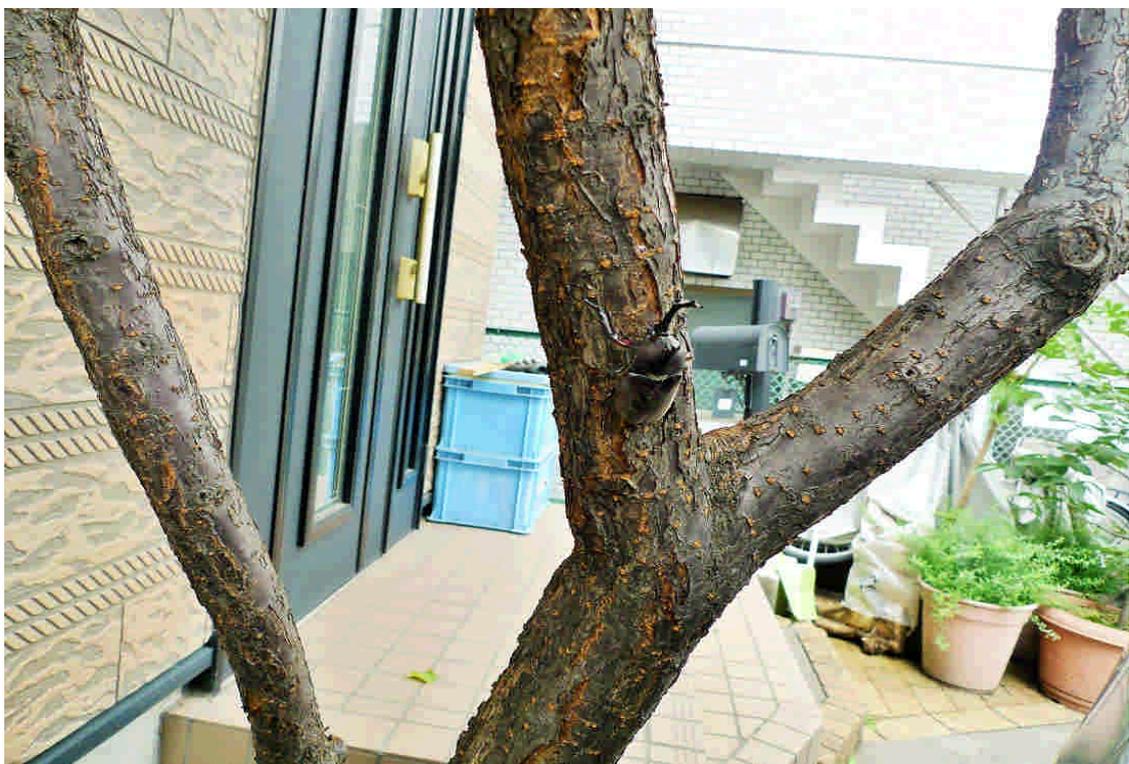
会員ニュース

2019. 8 (新-101号)
日本電気管理技術者協会
事務局 編集

今年は8月になってやっと夏らしい日々となりました。それにしても、夜になるとエアコン無しで眠れた昔が恋しくなるのは、歳を取ったせいなのでしょう。

残暑はまだまだ続きそうです、皆様、気温の変動に十分気を付けてお過ごしくださいませ。

さて、すっかり当たり前になってしまったこの災害級の猛暑。体温に近い外気温の中で「本当に、来年デキルんかい？」と要らん心配をする事務局より「会員ニュース(101号)」をお届けいたします。



(8月、練馬区某所 カブトムシくん例年のご訪問)

1. 8月5日、電力安全課のHPに「『電気事故速報値』を更新しました。」が掲載されました。

恒例の「電気事故速報値」の更新です。

関東東北産業保安監督部 管内での「感電死亡事故 0」は7月も継続されました。

会員の皆様におかれましては、これからも汗や天候の急変等感電しやすい環境での業務が続くことと存じます。どうぞ「ご安全に！」業務の遂行をお願い申し上げます。

詳細は、添付資料「電気事故速報値(019年.7月末)」をご参照ください。

2. 8月1日、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ(第22回)が開催されました。

経産省のHPに掲載された文章の中に、資源エネルギー庁よりの「基幹系統の設備形成の在り方について」と、東京電力PGによる「千葉方面による電源設備のアクセス申し込み状況および基幹系統の混雑状況について」という資料がありましたので、一部抜粋してご紹介します。

現在、千葉方面で太陽光発電所を受託中の方だけでなく、これから受託予定の方にも関わってくる内容と思われるので、是非ご一読ください。

添付資料「(資料7)基幹系統設備の在り方」「(資料6)千葉方面基幹系統混雑状況」

なお、「原資料」が必要な方は、経産省のHPで入手されるか、事務局までご請求ください。

3. 8月30日、電力安全課のHPに「NITEにおける『詳報作成支援システム』の運用開始について」が掲載されました。

電気関係報告規則第3条第1項の表に規定される電気事故(感電等による死傷事故や電気火災事故、波及事故等)が発生した場合、事業用電気工作物の設置者は、事故発生を知った日から起算して30日以内に経済産業省(経済産業大臣又は電気工作物の設置場所を管轄する産業保安監督部長)に事故の報告書を提出する必要があります。

今回、平成28年度から電気保安行政の技術的支援業務を実施している独立行政法人製品評価技術基盤機構(略称：NITE)において、電気関係報告規則第3条に基づく電気関係事故報告書(様式第13)の作成を支援するためのWebアプリケーションツール「詳報作成支援システム」が令和元年8月5日付で公開されました。

特に期日は明示されていませんが、「電気事故発生時の報告は本システムを利用して報告書を作成し、経産省に提出していただくようご協力よろしくお願いたします。」とのことです。アプリを使用して入力していくことで、典型的に「事故詳報」が作成でき、そのまま提出まで進むことができるようです。

「事故報告」は必要ないのが一番ですが、皆様、万一に向けて是非ご一読ください。

なお、「事故速報」は従来通りで、24時間以内にFAX送信しなければなりません。

詳細は、添付資料「NITE『詳報作成支援システム』運用開始」をご参照ください。

4. 消費税率引き上げによる電安課書類申請の手数料更新のお知らせ

さて、このままですと10月1日より消費税が「改正」され、税率が10%に引き上げられそうです。

これが実施された場合、5月の「第7期定期総会」(第6号議案)でご採決いただきました通り、当協会の**会費を除く申請費等**に10%の消費税をいただくこととなります。なお、先日開催しました「第7期第2回役員会」においても審議いただき、10月からの請求より消費税を加算することを決定いたしました。

なお、実施に当たりましてご不明の点等ございました場合、事務局にお問い合わせください。

大変心苦しいお知らせとなりますが、協会の健全経営のため何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和元年7月31日時点

平成30年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
停電波及		2	10	4	5	20	7	14	2	6	4	7	4	85
主要電気工作物破損等		4	5	0	2	3	1	1	2	1	1	7	2	29
発電支障 件数		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
件数		8	15	5	9	27	9	15	8	9	6	14	6	131

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)									4 (4)
電気火災		0	0	0	0									0
停電波及		5	8	7	11									31
主要電気工作物破損等		4	5	3	0									12
発電支障 件数		0	1	1	0									2
件数		9	16	11	12									48

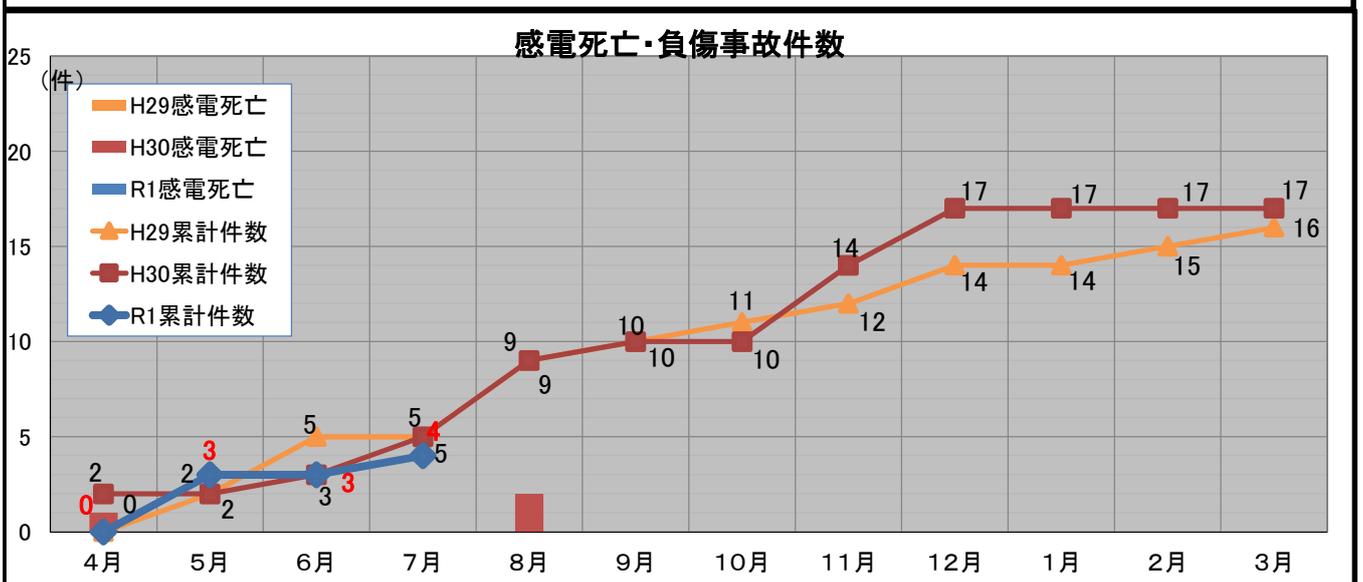
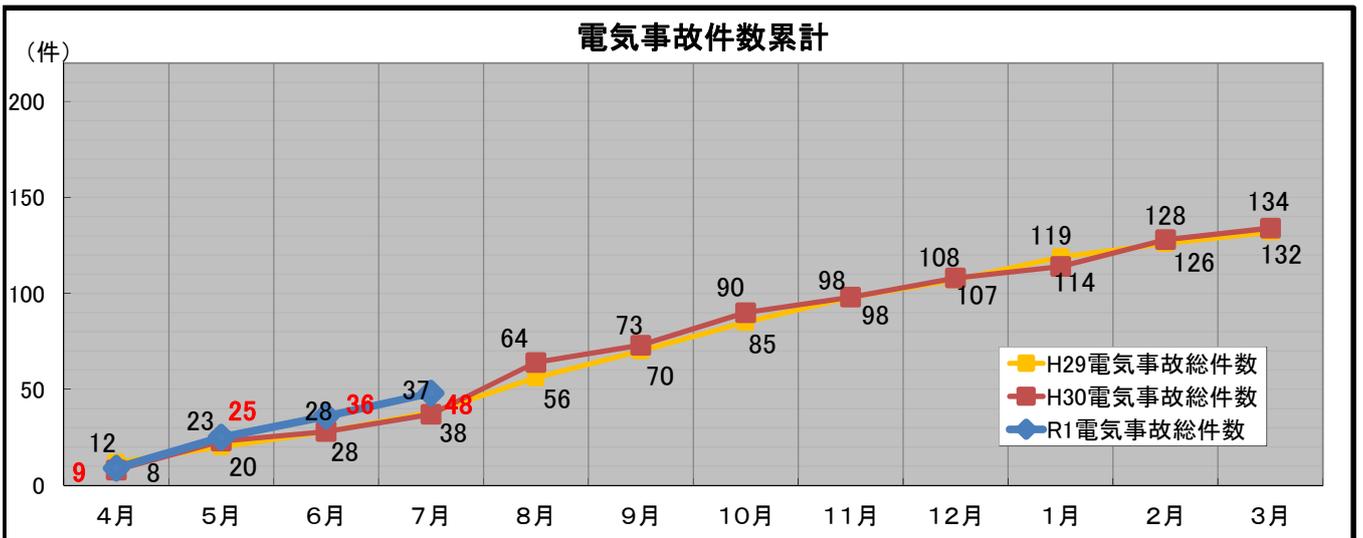
※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(平成30年12月・令和元年5月に1件ずつ、「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありました。事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



基幹系統の設備形成の在り方について

2019年8月

資源エネルギー庁

系統形成の在り方（合理的な設備形成に向けた規律）

脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会
(第3回) 資料2

- 前回の本小委員会において、系統形成ルールの在り方の検討に際しては、**国民負担や安定供給とバランスを取るための規律**についての検討の必要性について御指摘をいただいた。
- 一般送配電事業者は、電気事業法に定められている接続義務により、空き容量が不足する系統において発電事業者から接続を求められた場合には、接続のための増強工事を行う必要がある。このうち、基幹系統の工事については、広範囲にわたり便益が想定されるため原則一般負担で行うこととなっている。
- 基幹系統を含め増強ニーズが高まっている状況を踏まえ、**現在、電力広域機関において、接続義務により増強を行うと、結果的に非効率な設備形成につながる可能性がある点**、また、まずは電気事業法の接続義務の範囲内で、**増強の必要性を判断することについて議論が開始されたところ**。
- 今後、電力広域機関による詳細な検討の結果を踏まえつつ、また、次世代投資を考える中でも、**基幹系統の増強について合理的な設備形成となるよう、例えば、電力広域機関の専門的知見を用いた費用対効果や工事の実現可能性等を踏まえて増強の必要性を判断するといった、一定の規律のもと系統増強を検討する必要がある**のではないかと。

<電気事業法における接続義務（抜粋）>

（託送供給義務等）

第十七条

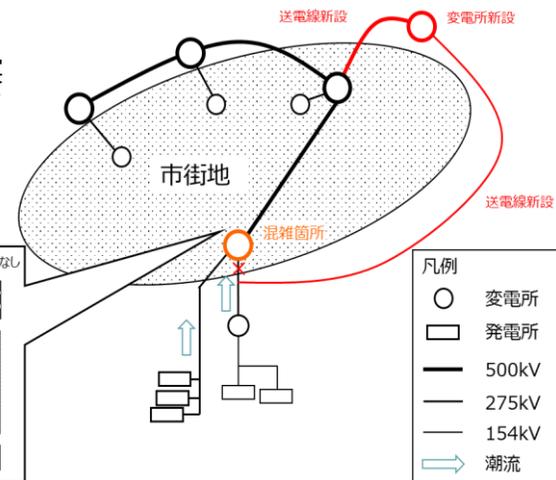
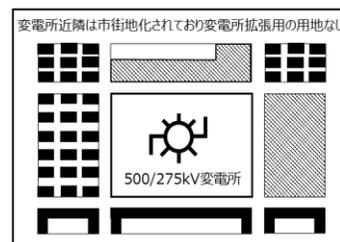
1～3（略）

4 一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電気的又は磁気的な障害を与えるおそれがあるとき**その他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。**

<非効率な設備形成につながる例>

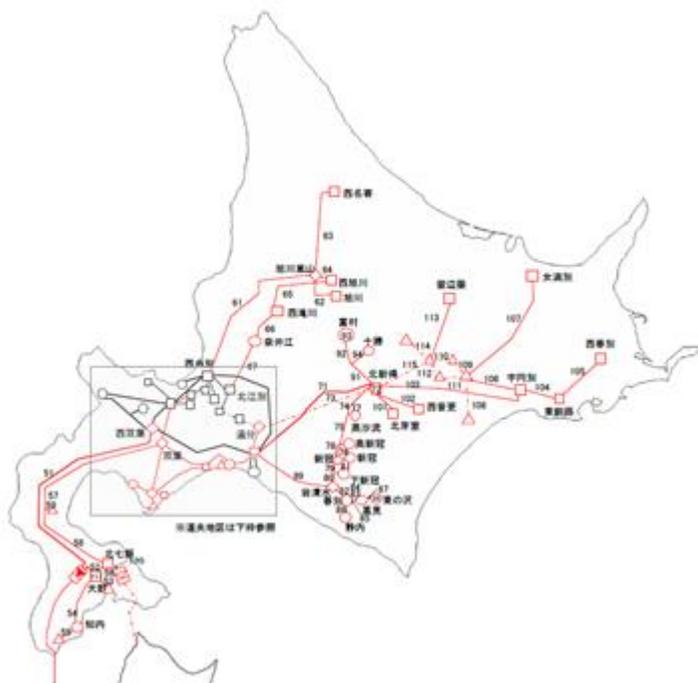
工事の完工が極めて難しく、結果として実現性の乏しい又は著しく非合理的な増強が必要となるケース

（出所）第40回広域系統整備委員会 資料1



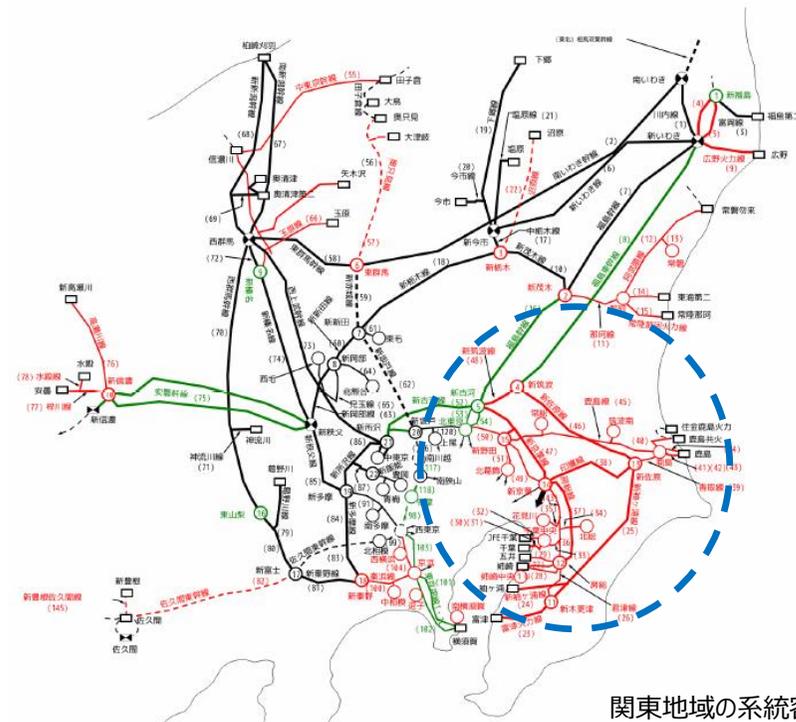
基幹系統の設備形成の在り方について（案）

- 基幹系統の増強に関しては、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という）で、地内基幹系統においても費用対効果による評価を行うことや新たな広域系統長期方針（系統のマスタープラン）について基本的な考え方を今年度中に検討することとしている。
- 一方、既に一部の基幹系統では空き容量がゼロとなり、多くの再生可能エネルギー電源の系統接続の申し込みを受けて増強といった対応を検討しなければならない系統もある。
- これら系統については、当該地域における再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえつつ、合理的な設備形成に向けた検討を行う必要があるのではないか。



北海道地域の系統容量マップ

https://www.hepco.co.jp/hepcowwwsite/corporate/con_service/pdf/sys_capa_map.pdf



関東地域の系統容量マップ

http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/system/pdf_new/akiyouryou_kikan.pdf

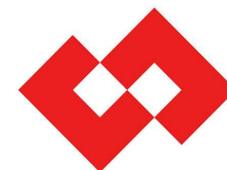
基幹系統の設備形成の在り方について（案）

- 今後、こうした混雑の発生している基幹系統において電源接続案件募集プロセス（以下「募集プロセス」という）の提起が想定される。
- その場合、まずは適切な増強工事の規模について、広域機関や一般送配電事業者において検討が行われることになる。
- これまでの募集プロセス（東北北部エリアの募集プロセス）においても、申込み事業者の数や規模、増強工事に係る費用を踏まえて、極力事業者にとって受容性のある増強工事案を示している。（例えば、東北北部エリアの募集プロセスでも1,500万kWを超える申し込みがあったが、連系可能量350万～450万kWの増強案で入札を行っている。）
- これらを踏まえた上で、基幹系統の設備形成の在り方としては、増強を行う場合にあっては、全国大でベストプラクティスを取り入れつつ、より合理的な案となるよう検討すべきではないか。その上で、それ以上の増強が当面適切ではない系統と考えられる場合には、ノンファーム型接続を含む運用による対応の可能性についても検討すべきではないか。
- なお、これら系統増強の可否判断について、広域機関において整理に着手しており、今回課題が示された個別系統に関しても、統一的な考え方にに基づき、広域機関において検討・対応決定を行うとともに、新たな設備形成の規律などが確立するまでの間、必要に応じて、この場（系統WG）において報告を求めることとしてはどうか。

千葉方面における電源設備のアクセス申込み状況 および基幹系統の混雑状況について

2019年8月1日

東京電力パワーグリッド（株）



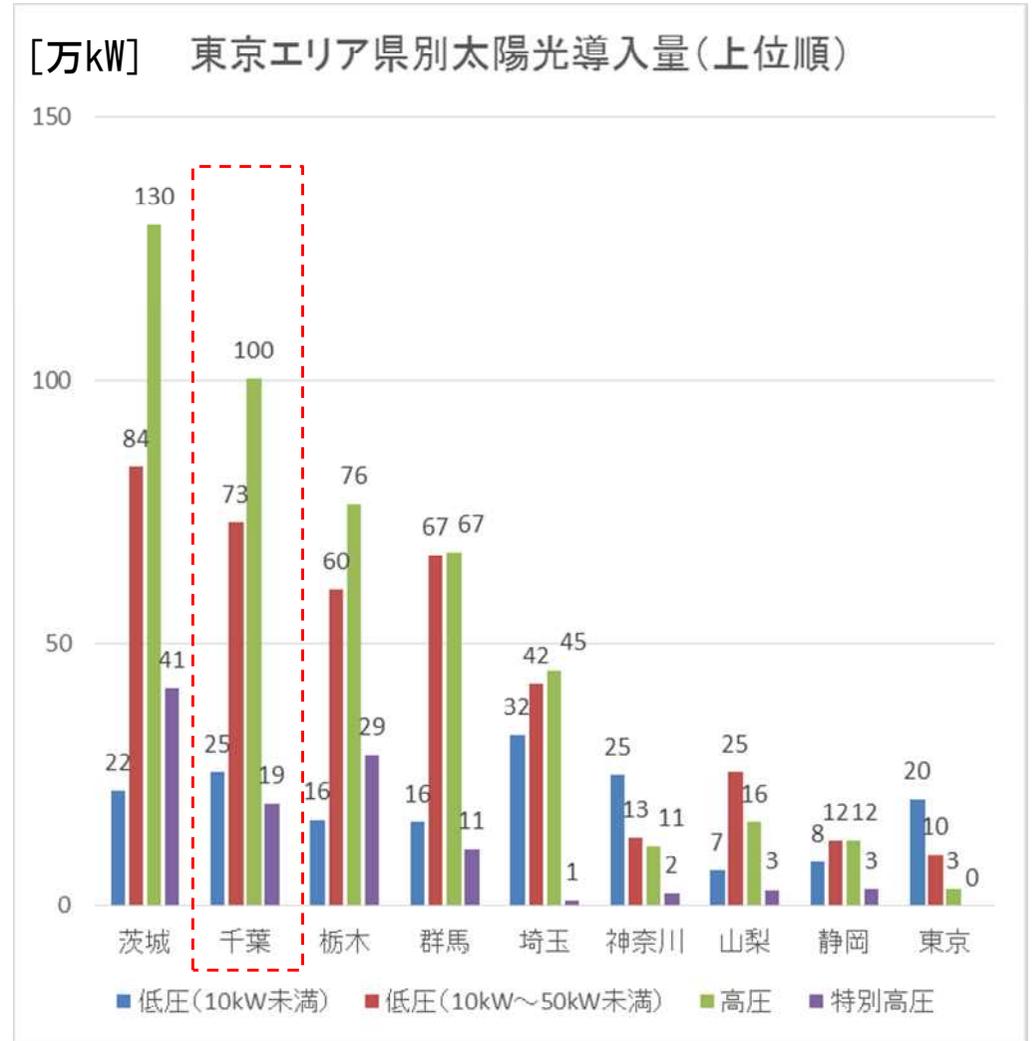
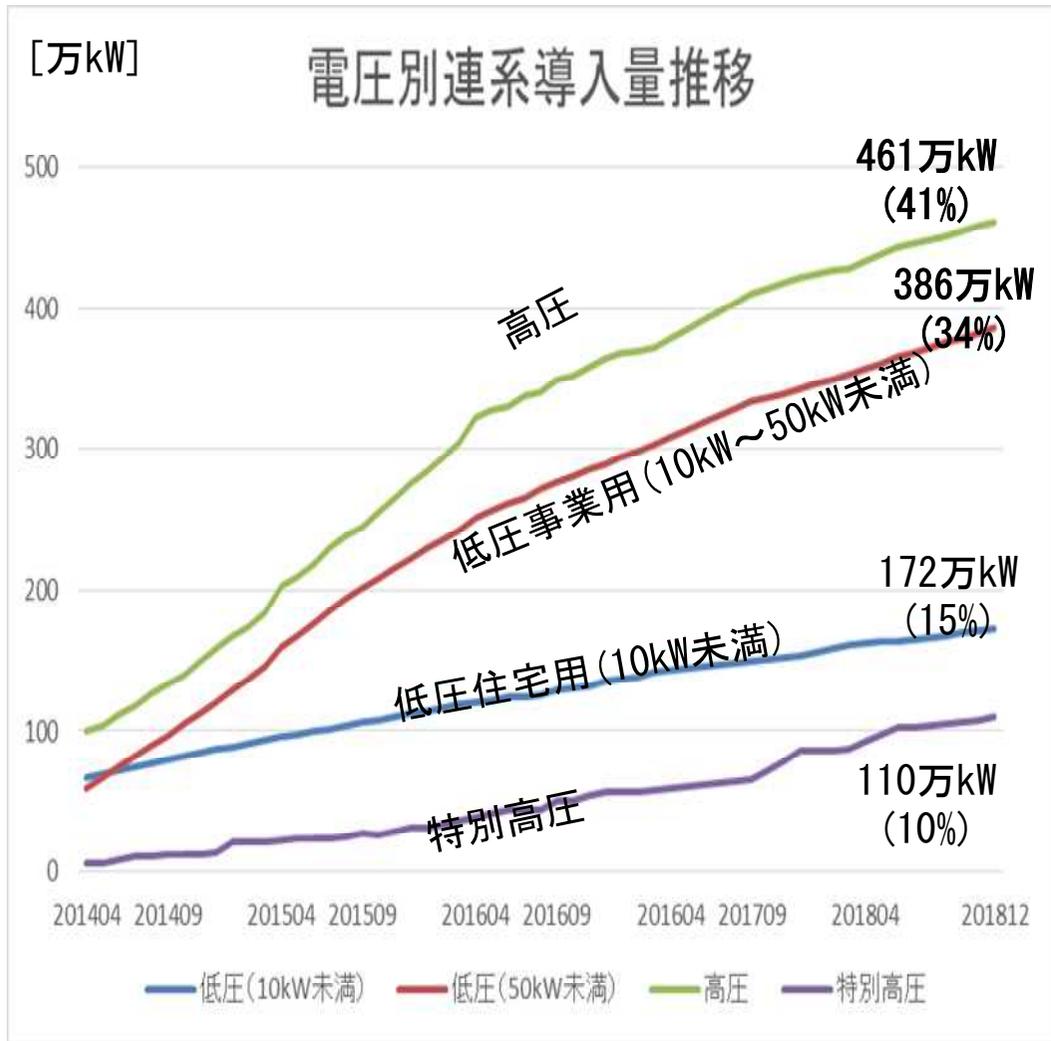
- 千葉方面は、多くの再エネの系統アクセス申込みをいただいております、現行の系統アクセスの考え方では、基幹系統の制約から「空容量がゼロ」となり、効率的な系統連系が困難な状況
- 再エネの効率的な導入拡大に向けて、国および電力広域的運営推進機関に相談しながら、「試行的な取り組み」を進めているところ
(2019年5月17日プレスリリース)
- 家庭用を除く低圧発電設備についても、「試行的な取り組み」の対象として検討を進めていく
(2019年6月3日ホームページにてお知らせ)

空 白



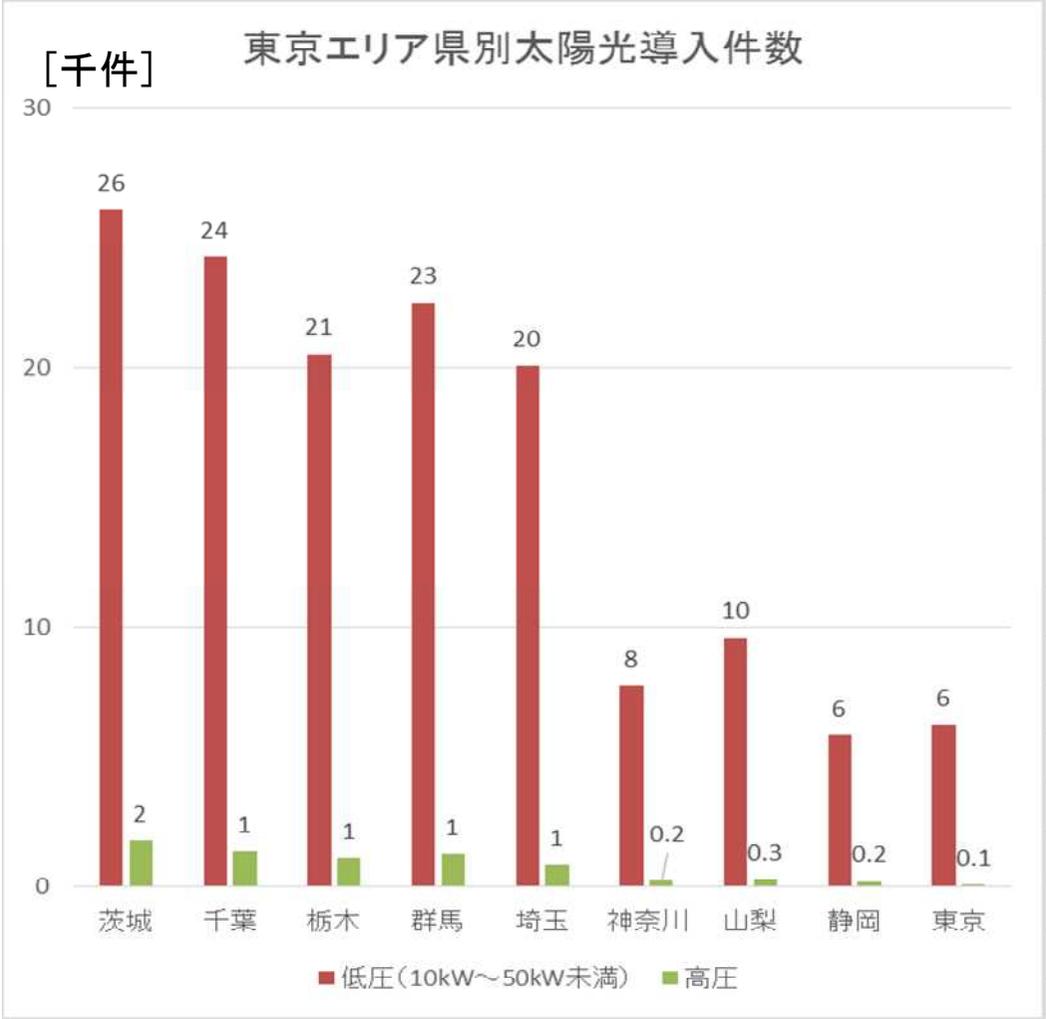
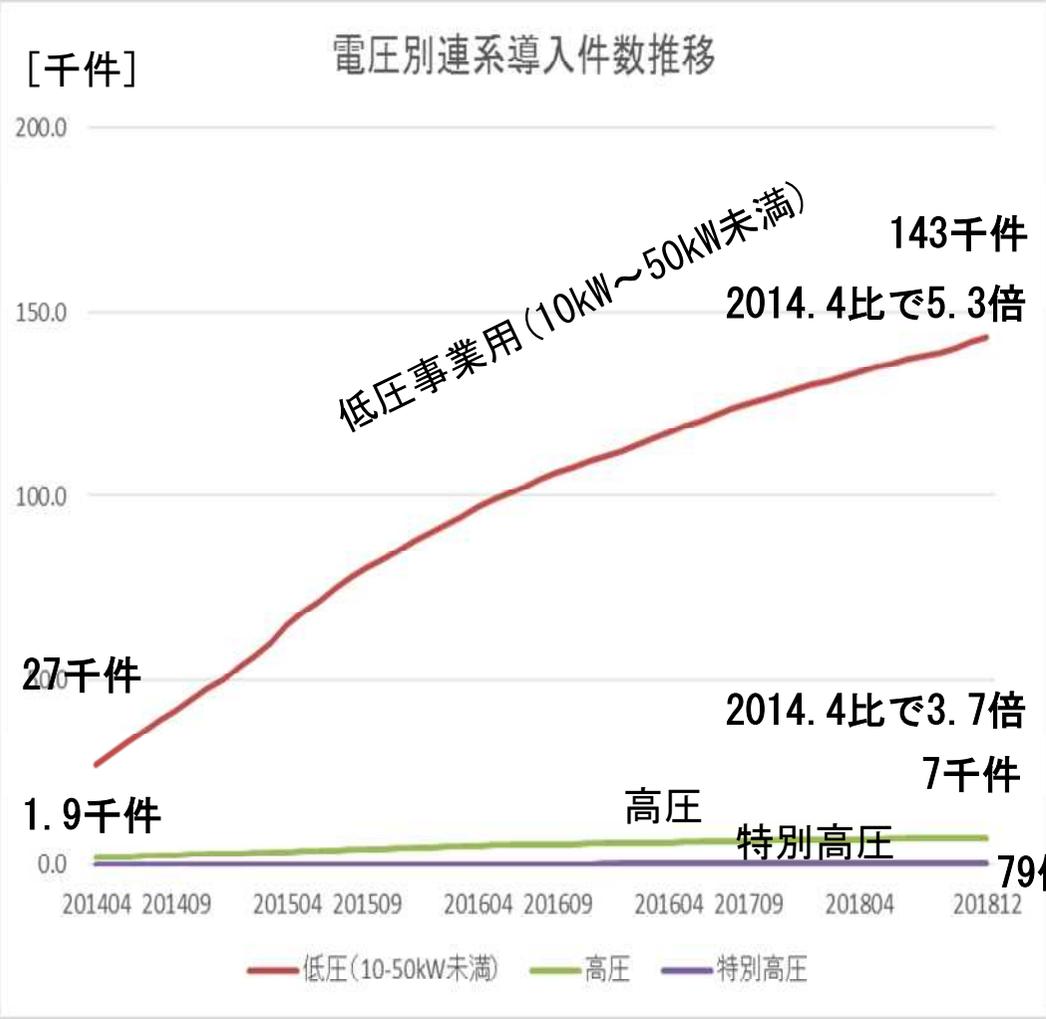
1-1. 東京電力管内の太陽光導入量（連系済）推移

- 低圧事業用(10kW以上50kW未満)の導入量(kW)の推移は、高圧と同等。
- 東京エリア内では、茨城県と千葉県が太陽光導入が旺盛な状況となる。



1-2. 東京電力管内の太陽光導入件数（連系済）推移

- 低圧事業用(10kW以上50kW未満)の導入件数の伸びは、高圧に比べ大きい。



※資源エネルギー庁「設備導入状況の公表 2014.4~2018.9」をもとに東京電力PGが作成



- 千葉方面における再生可能エネルギーの効率的な導入拡大に向けた「試行的な取り組み」についてプレスリリース (5/17)

概要

- ✓ 千葉方面は、多くの再エネの系統アクセスの申込みをいただいております、現行の系統アクセスの考え方では佐京連系（500kV新佐原線、新京葉線）の制約から「空容量がゼロ」となっており、効率的な系統連系が困難な状況
- ✓ 低圧事業用太陽光を始めとした多数の申込みをいただいております、今後更なる申込みが想定
- ✓ 再エネ追加連系時の混雑状況を試算すると限界超過量は僅かであるため、系統を流れる電気の量が系統の容量の限界を超過する時間帯に電源の出力制御を行うことを前提に電源の接続をする「試行的な取り組み」により、再エネの効率的な導入拡大が可能
- ✓ 「試行的な取り組み」により、千葉方面において相応の規模の再生可能エネルギーの系統連系の可能性があるため、「試行的な取り組み」について国および電力広域的運営推進機関に相談を開始



2-2. 千葉方面の発電設備のアクセス申込み状況

- 多くの再エネの系統アクセス検討申込みをいただいている状況。
- 低圧事業用太陽光は現状約1.4万件、約60万kWの申込みがあり、今後更なる申込みが想定される。

【佐京連系に影響する申込みおよび対応状況】

	再エネ	件数	容量(万kW)	対応状況
特高 高压	洋上風力	18	958	【基幹系統連系の場合】 ○以下を回答済み/回答を保留中の状況 ・発電所から千葉県外までの電源線を新設 ・概算工事費 約800~1,300億円 ・工期 約9~13年 【基幹系統未満連系の場合】 ○回答を保留中の状況
	陸上風力	2	1	
	太陽光	71	12	
	バイオマス	8	3	
	火力	7	633	
	小計	106	1,607	
低圧 (事業用)	太陽光	約1.4万	約60	【低圧の場合】 ○基幹系統への影響が小さいとの考えから全て受け入れ
	陸上風力	99	0	
-	合計	約1.4万	約1670	-



2-3. 千葉基幹系統の混雑状況

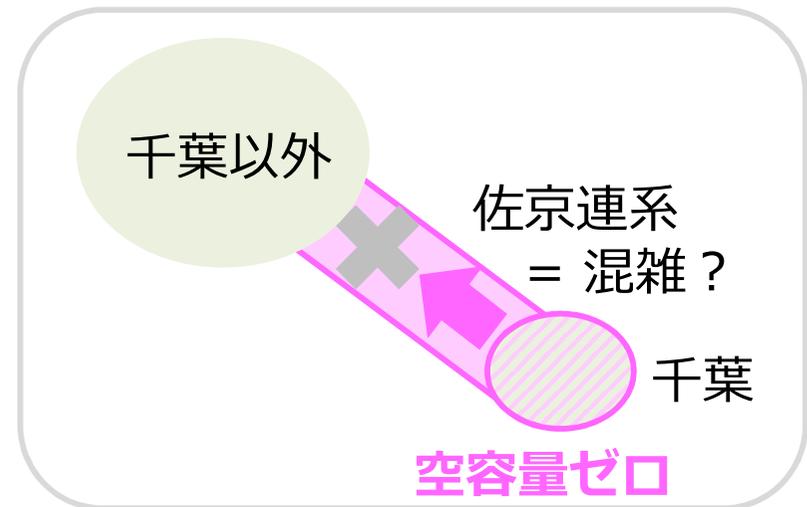
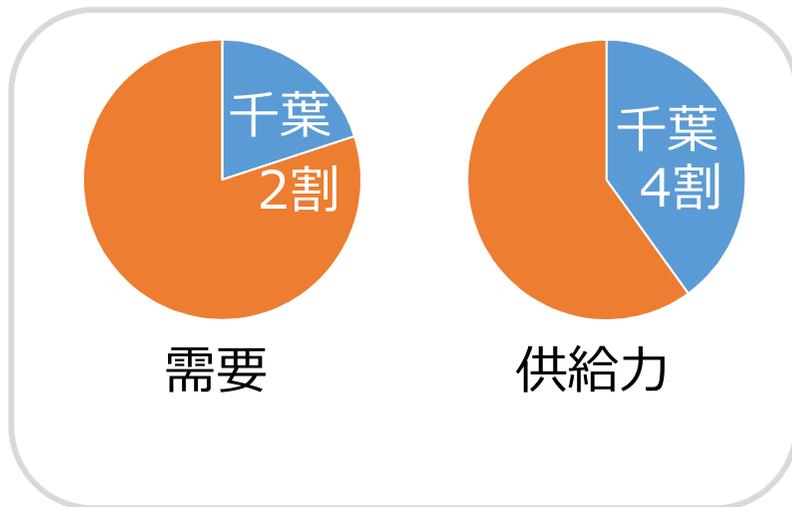
- 千葉(特に房総方面)は電源が集中立地しており、需要と供給のバランスが悪い

千葉方面の電源偏在による供給信頼度への影響評価が必要

- 現行の系統アクセスの考え方に基づくると、千葉基幹系統の佐京連系※が混雑し、結果、千葉系統全域が混雑(「空容量ゼロ」)

佐京連系は時間毎に細かく(8,760時間)見ても混雑しているのか?

※佐京連系：500kV新佐原線・新京葉線を合わせた総称



- 再エネ追加連系時の混雑状況を試算すると佐京連系の限界超過量は僅か
- 「試行的な取り組み」により、千葉方面に**相応の規模の再エネ系統連系**の可能性
- 佐京連系の限界を超過する時間に発電出力制御が必要
- 佐京連系の限界を超過する発電力については系統内の供給力として見込めない

【佐京連系の想定潮流(系統制約)の試算】



- 千葉方面は既に「空き容量ゼロ」であるが、低圧事業用発電設備については、基幹系統への影響が小さいとの考えから、特段の条件を付すことなく全量受け入れを継続している状況



- 今後更なる申し込みが想定され、系統に無視できない量となるが、低圧事業用発電設備についても以下の条件*の受諾を前提とした「試行的取り組み」の対象とすることで、今後も連系が可能
 - ①容量市場に参加できない可能性が高いこと
 - ②系統制約による発電計画などの変更(オンライン)を許容し必要な装置を導入すること
 - ③試行であることを踏まえ、制度の移行によって受けうる不利益を受容すること

※国および電力広域的運営推進機関との相談の結果により変更し得る

- なお、同方面に限らず、必要に応じて他方面においても再エネの効率的な導入拡大に向けて検討を進めていく



以上



News Release

令和元年8月5日
N I T E（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
法人番号 9011005001123

電気工作物の事故報告の効率化を目指して 「詳細作成支援システム」の運用を開始しました

N I T E（ナイト）[独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：辰巳 敬、本所：東京都渋谷区西原]は、「詳細作成支援システム」の運用を開始しました。

「詳細作成支援システム」は電気工作物の事故報告書である電気事故詳細をウェブ上で作成することを可能とするアプリケーションであり、事業者が詳細を作成する際、適切な報告となるように情報を漏れなく入力できるよう支援するシステムです。

N I T Eはこのシステムを提供することで、事業者の詳細作成を支援し、提出のあった事故情報の分析を効率的かつ高度に実施可能とすることで、今後の日本における電気保安の向上に貢献します。

1. 電気事業法に基づき、事業者は自身が管理する電気工作物において、電気関係報告規則第3条に該当する事故が発生した場合は、同規則が定める様式（別紙1図1）を必須として構成される事故報告書（以下、「詳細」という。）を作成し、経済産業省に提出する必要があります。N I T Eは平成28年度から、経済産業省の要請を受け、事業者から提出のあった事故情報を集計するとともに、これを取りまとめ、事故傾向等の評価・分析を行っています（別紙1図2）。
2. 詳細の提出が法令によって求められる電気工作物の事故は、感電等による死傷事故や電気火災事故、波及事故*¹など多岐にわたり、事故の種別によって詳細で求められる内容が異なるため、詳細を作成する事業者はもちろん、詳細の内容の妥当性を確認している経済産業省にも負担がかかっていました。
3. これまでN I T Eは、事故種別毎に詳細を整理、集計し、その内容を分析してきました。その知見を活用し、システムに生かすことで、事業者の詳細作成を支援することができると考え、事業者の詳細作成を支援するための「詳細作成支援システム」を作成しました。この度、同システムを令和元年8月5日に一般公開し、その運用を開始しました。
4. 「詳細作成支援システム」は、詳細をウェブ上で作成可能とするアプリケーションです（別紙1図3～7）。本システムを使用することで、詳細の作成をスムーズに、かつ必要な情報を漏れなく適切に入力することが可能となり、事業者の詳細作成に係る労力及び経済産業省の内容確認の労力を低減させることができます。また、統一された入力フォーマットが使用されることで整理された事故情報の入手が可能と

なり、情報の分析がより効率的に、また高度に実施されることを目指しています。加えて、将来、詳報の提出が電子化されれば本システムがより効果的に活用され、事故情報収集・分析がさらに効率化されます。NITEはこの取組を通じて、経済産業省への情報提供や、制度改善などの提言を行い、今後の日本における電気保安の向上に貢献します。

*1 ある事業者の電気工作物で発生した事故が原因で、その周辺あるいは地域の電力供給に支障を来す事故を波及事故という。

【詳報作成支援システム】 <https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/>

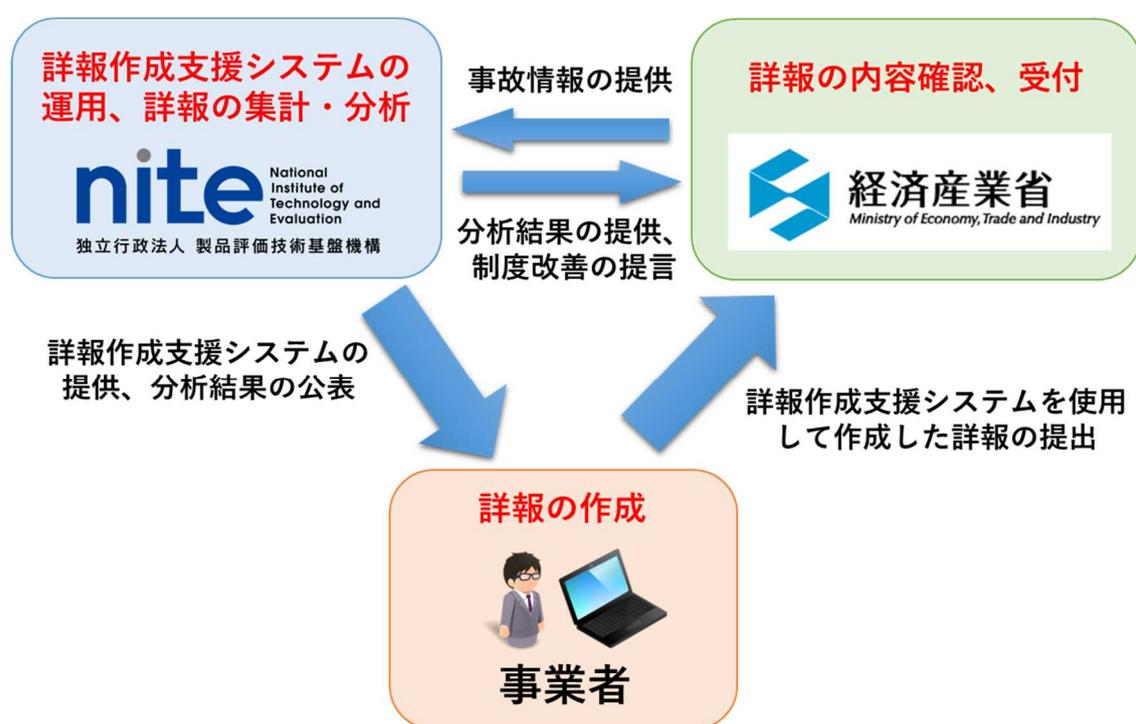


図1：詳報に係る事業者、経済産業省、NITEの関係

お問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

電話：03-3481-9823

メールアドレス：tso@nite.go.jp

国際評価技術本部長 石垣 宏毅

担当者 電力安全技術支援室 田中、潰瀧

FAX：03-3481-0536

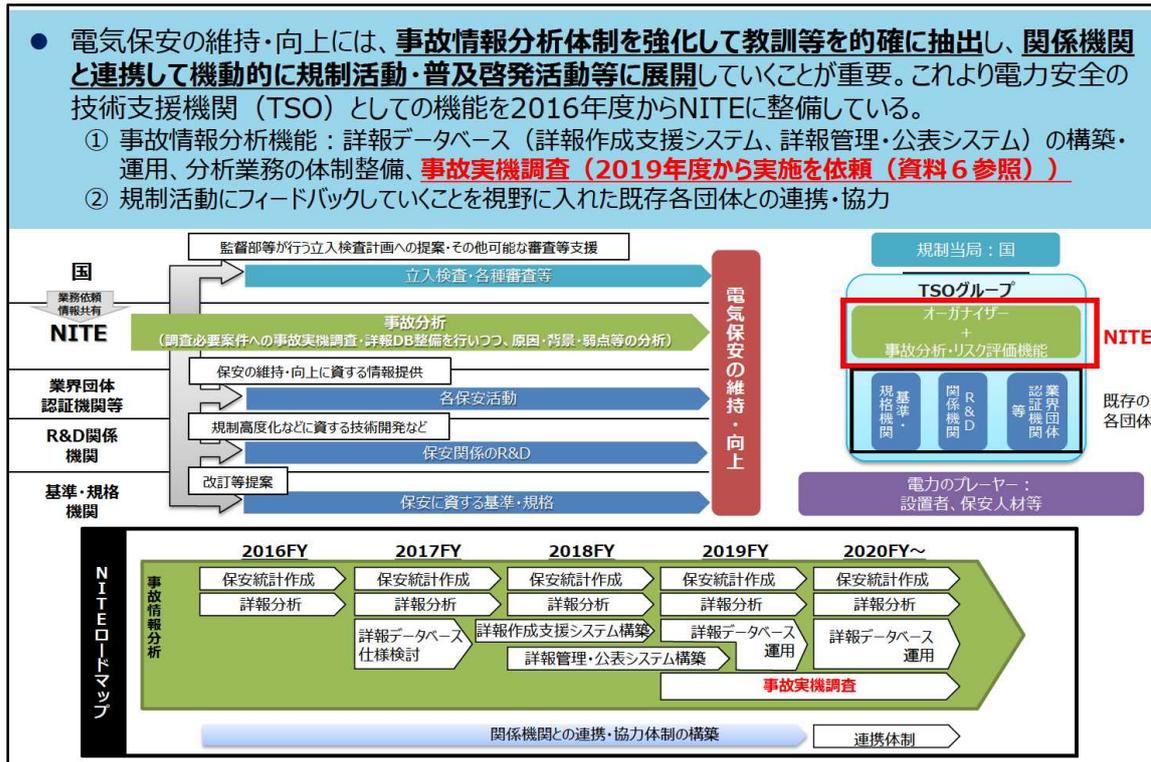
様式第 1 3

電 気 関 係 事 故 報 告

1. 件 名 :
2. 報告事業者 1) 事業者名 (電気工作物の設置者名) : 2) 住 所 :
3. 発生日時 :
4. 事故発生 of 電気工作物 (設置場所、使用電圧) :
5. 状 況 :
6. 原 因 :
7. 被害状況 1) 死 傷 : 有・無 内容 : 2) 火 災 : 有・無 内容 : 3) 供給支障 : 有 (供給支障電力、供給支障時間)・無 内容 : 4) その他 (上記以外の他に及ぼした障害) 内容 :
8. 復旧日時 :
9. 防止対策 :
10. 主任技術者の氏名及び所属 (保安全管理業務外部委託承認がある場合は、委託先情報) :
11. 電気工作物の設置者の確認 : 有・無

備考 : 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

図 1 : 電気関係報告規則第 3 条第 2 項に定める様式第 1 3 「電気関係事故報告」



詳細作成支援システム

電気事故の報告書を新たに作成します。

報告書の新規作成

途中まで作成して保存した電気事故の報告書のファイルを読み込んで、作業を再開します。
 また、作成した電気事故の報告書を修正する場合も、こちらからファイルを読み込んで、修正作業を行います。

報告書の作成作業の再開、及び、作成した報告書の修正

注意書きを確認します。

注意書き確認

独立行政法人製品評価技術基盤機構
 Copyright © National Institute of Technology and Evaluation. All rights reserved.

図 3： 詳細作成支援システム トップページ

別紙 1

報告先選択 > 報告者情報の入力 > 号の選択 > 様式13入力 > 号情報の入力 - 電気工作物情報の入力 > 様式13総括入力

詳細作成支援システム

報告先選択 > 報告者情報の入力 > 号の選択 > 様式13入力 > 号情報の入力 - 電気工作物情報の入力 > 様式13総括入力

<<戻る 入力情報の保存 次へ>>

この画面では報告者の情報を入力します。

報告事業者1 報告事業者の種を追加する

[必須] 報告事業者 産業保安株式会社 個人

[必須] 法人番号

[必須] 郵便番号 100 - 8912

[必須] 都道府県名 東京都

[必須] 市区町村名 千代田区

[必須] 番地・建物名 〇〇1丁目3番1号

[必須] 代表者氏名 〇〇〇〇

[必須] 代表者役職名 代表取締役

[必須] 事業者区分

電気事業法第38条第4号各号に掲げる事業を営む者

自家用電気工作物を設置する者

送電事業者 発電事業者 一般送配電事業者 特定送配電事業者

「電気事業法第38条第4号各号に掲げる事業を営む者」に該当する発電事業者は、電気事業法施行規則第48条の二により、200万kW(沖縄電力供給区域は10万kW)を超えること。

拡大：入力作業状況の確認

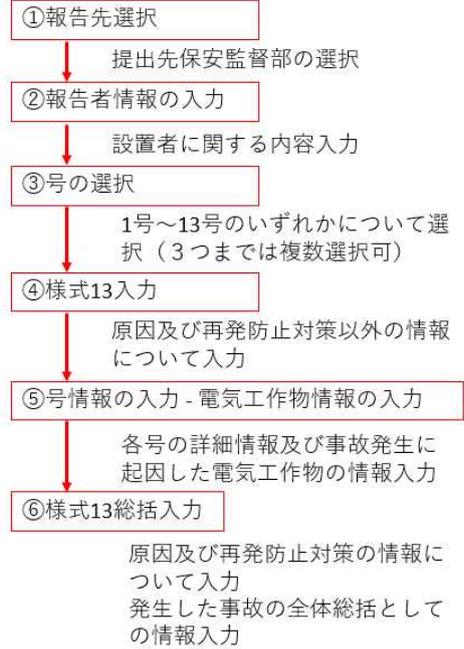


図 4：詳細作成支援システムの紹介

詳細作成支援システム

報告先選択 > 報告者情報の入力 > 号の選択 > 様式13入力 > 号情報の入力 - 電気工作物情報の入力 > 様式13総括入力

<<戻る 入力情報の保存 次へ>>

この画面では事故の報告内容を選択します。

[必須] 件名 鉛板調査作業中に発生した作業者感電負傷事故

[必須] 事故発生日 2018年07月13日11時00分 不明

[必須] 事故発知日 -年-月-日 -時-分

正確な日時が分からない場合は、管轄の監督部等に相談して推定日時を入力します。事故発生日時が全く推定できず不明とする場合は、事故発生日時の不明をチェックして事故発知日を入力してください。

[必須] 天候 晴れ 曇り 霧 雨 雪 あられ・ひょう 雷 その他

[必須] 事故発生電気工作物の設置されている事業所名 産業保安株式会社 北陸研究所

[必須] 都道府県名 富山県

[必須] 市区町村名 富山市

[必須] 番地・建物名 〇〇1番7号

事業所の最大電力 (発電出力) kW

事業所の受電電圧 6.6 kV

事業所の受電容量 kVA

事業所の最大電力、事業所の受電電圧、事業所の受電容量の何れか一つ以上は入力必須です。

図 5：詳細作成支援システム 入力画面例（1）

電気関係報告規則

1号. 死傷事故

2号. 電気火災事故

3号. 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故

4号. 破損事故

イ. 出力九十万キロワット未満の水力発電所

ロ. 火力発電所

ハ. 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であって、出力千キロワット未満のもの

ニ. 出力五百キロワット以上の燃料電池発電所

ホ. 出力五十キロワット以上の太陽電池発電所

ヘ. 出力二十キロワット以上の風力発電所

ト. 電圧十七万ボルト以上三十万ボルト未満の変電所

チ. 電圧十七万ボルト以上三十万ボルト未満の送電線路(直流のものを除く。)

リ. 電圧一万ボルト以上の需要設備(自家用電気工作物を設置するものに限る。)

5号. 破損事故 第1号、第3号及び第8号から第10号までに掲げるものを除く主要工作物の事故

イ. 出力九十万キロワット以上の水力発電所

ロ. 電圧三十万ボルト以上の変電所又は容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器若しくは出力十万キロワット以上の整流機器を設置する変電所

ハ. 電圧三十万ボルト(直流にあっては電圧十七万ボルト)以上の送電線路

6号. 発電支障 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十万キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電支障事故

7号. 供給支障事故・波及事故 供給支障電力七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であって、その支障時間が十分以上のもの(第9号及び第11号に掲げるものを除く。)

8号. 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であって、その支障時間が十分以上のもの(第10号及び第11号に掲げるものを除く。)

9号. 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの

10号. 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの

11号. 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損事故又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故

12号. ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故

13号. 社会的に影響を及ぼした事故

図 6 : 詳報作成支援システム 入力画面例 (2)
電気関係報告規則第 3 条に定める詳報提出が必要になる事故種別

詳報作成支援システム

報告先選択 > 報告者情報の入力 > 号の選択 > 様式13入力 > 号情報の入力 - 電気工作物情報の入力 > 様式13総括入力

死傷事故に関する情報を入力します。

①死亡

・感電による死亡 人

・感電以外による死亡 人

合計 人

作業者死亡合計内訳

・感電による死亡

作業者(従業員) 人 作業者(その他) 人 作業者(公衆) 人

・感電以外による死亡

作業者(従業員) 人 作業者(その他) 人 作業者(公衆) 人

②負傷(治療を有する入院あり)

・感電による負傷 人

・感電以外による負傷 人

合計 人

作業者負傷合計内訳

・感電による負傷

従業員(従業員) 人 作業者(その他) 人 作業者(公衆) 人

・感電以外による負傷

従業員(従業員) 人 作業者(その他) 人 作業者(公衆) 人

③負傷 (入院なし若しくは治療を有さない入院あり) 人

・被害に遭われた方的人数を死傷内容に応じて記載ください。
・詳細の対象となる死傷の程度は①と②に該当する方です。
・③に該当するのは、医師の診断書等により明確に経過観察、検査等を目的とした入院である場合です。

図 7 : 詳報作成支援システム 入力画面例 (3) 死傷事故の場合